

幡多フェア出展事業者募集要項

1 主催

幡多広域地産外商推進協議会（事務局：四万十市観光商工課）

2 開催日時等

日：令和8年10月25日（日）

時間：10時から18時まで（搬入：9時～10時、搬出：18時～19時）

場所：大旺新洋おまち多目的広場 西面（高知市）

※悪天候の場合は、中止とします。

3 出展場所

大旺新洋おまち多目的広場 西面を出展場所とし、詳細な出店位置については、事務局が調整のうえ決定する。

4 出展資格

以下の要件を全て満たす事業者

- (1) 幡多地域に本拠地を置く、事業者又は同様の活動ができるグループであること。
- (2) 原材料等（一部でも可）に幡多地域で生産又は加工されたものを使用すること。
- (3) 法令等により許認可を必要とする業種の場合、出店に関してその許認可を受けていること。
- (4) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に定める排除措置対象者が運営もしくは販売者として従事する事業者ではないこと。

5 募集事業者数

12事業者程度（2事業者/1自治体）

6 販売を認める商品

食品、飲料品

※アルコール飲料も販売可能です。（税務署等に必要な届出を必ず行ってください）

※生もの（刺身、タタキ等）は販売不可とします。

7 出店料

無料

8 準備物等

- (1) 主催者が準備をするもの

簡易テント（イベント会場で調理を行わない事業者分）、長机1脚

- (2) 出展者が準備をするもの

ア その他机、イス等の販売ブースに必要な備品

イ 販促資材（ポップ、パンフレット等）、ブース装飾品等

ウ ガス設備や蛇口付き給水タンク（水含む）、その他販売に必要となる備品

エ イベント会場で調理を行う事業者に限り、三方幕テント及びテント（焼き台等含む）全面を養生できるブルーシート等

オ 発電機

※養生については、「別紙1 養生についての注意点」をご確認ください。

※イベント会場に水道・手洗い場等の設備はありません。

9 出店にかかる留意事項

- (1) 裸火（ガスコンロ等）を使用する場合は、必ず使用期限が切れていない消火器（業務用 10 型以上）を設置してください。また、裸火の近くに可燃性の物を置かない等、防火に努めてください。
- (2) 衛生管理に十分注意を払ってください。
- (3) 出展者は会場を汚さないよう十分注意し、販売に伴い発生したゴミは出展者が持ち帰ってください。
- (4) 事業効果検証のため、出店報告書の提出をお願いします。（客数、売上額等）

10 出店者の責任、保証

- (1) 食品等の取り扱いについて、食品表示法、食品衛生法及び関連法令を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出展者の責任のもと食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。
- (2) 出展及び販売行為に関して発生した事故や苦情等については、出展者が一切の責任を負うものとします。万一、事故等が発生した場合、速やかに事務局に報告し、出展者自らの責任と費用をもって、利用者（来場者）の健康と安全を最優先に対応してください。
- (3) 商品や現金、その他持ち込み物品の管理は出店者自らが行き、盗難、紛失、火災、損傷、事故、気象災害などに対して、主催者は一切の責任を負いません。
- (4) 出展内容が申込内容と異なる場合や、出展者の行動が公序良俗に反する場合、その他主催者が適切でないと判断した場合は、開催期間中であっても出展停止を命じることがあります。
- (5) その他、出展に関しては主催者の指示に従ってください。

11 出展者駐車場

駐車場は用意しませんので、各自付近のコインパーキング等に駐車してください。

12 搬入・搬出時の通行ルートについて

当日は会場付近で日曜市が開催されており、高知街 22 号線は一方通行となりますのでご注意ください。詳細は「別紙 2 周辺道路制限について」の【日曜市開催時】の欄をご確認ください。

13 その他

上記に定めない事項については、主催者と出展者が協議のうえ決定します。

14 申込書類等

申込シートに必要事項を記入のうえ、期限までに事務局にデータでご提出ください。

※申込シートの「主たる運転者」欄に記載の方の運転免許証の写しも併せてご提出ください。

[申込期限]：令和8年9月11日（金）まで。

15 申込・問合せ先

〒787-8501 四万十市中村大橋通 4-10

幡多広域地産外商推進協議会 事務局(四万十市観光商工課)

TEL (0880) 34-1126

E-mail : syoukou@city.shimanto.lg.jp

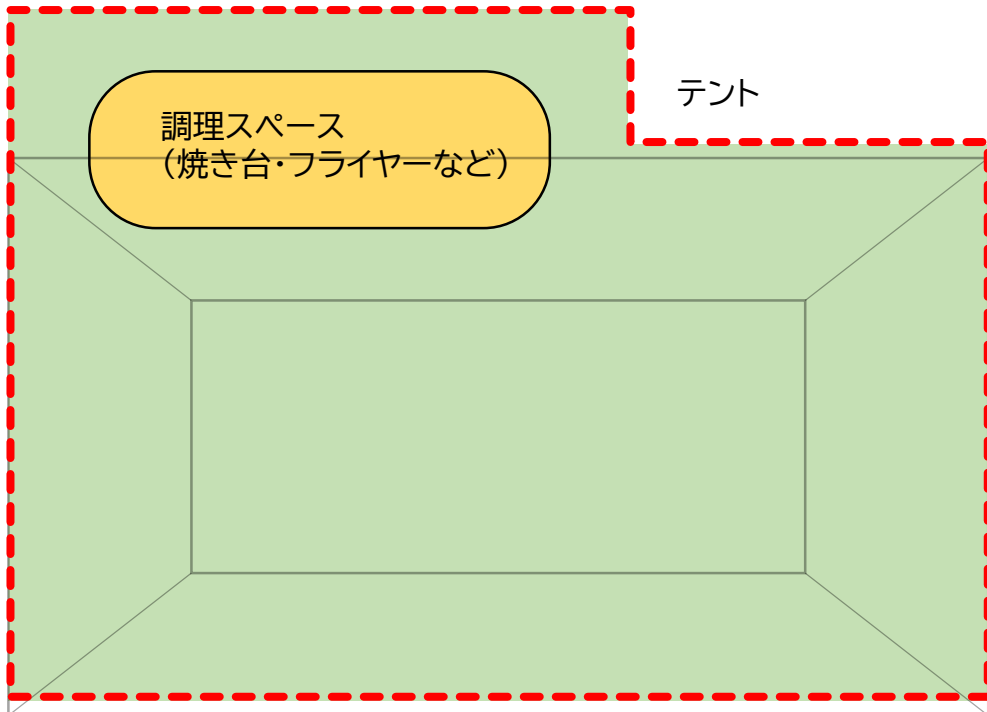
養生についての注意点1

ご確認のうえ、設営業者や出店者等関係者へ共有してください

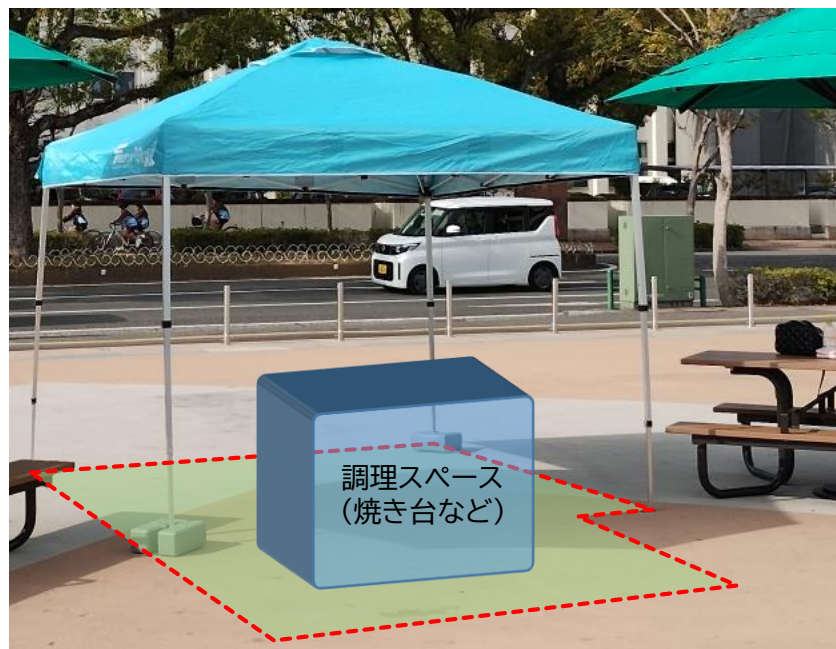
- ブース内に調理スペースがある場合は、**ブース全体**を養生してください。
※調理スペースがなくても、ソースや汁がこぼれるなど、アスファルトの汚れに繋がるおそれがあるブースも同様に養生してください。
- 調理スペースが**ブースの外縁にある場合**は、**その周囲も養生**するようにしてください。
※ブース全体のための養生だと、**油汚れ等が広場のアスファルトに付着**する可能性があります。
- 養生不足により広場に汚れが付着したと判断した場合は、**汚れが落ちるまで清掃**していただく場合があります。

例

養生エリア(ブース全体+周囲)



イメージ図



その他

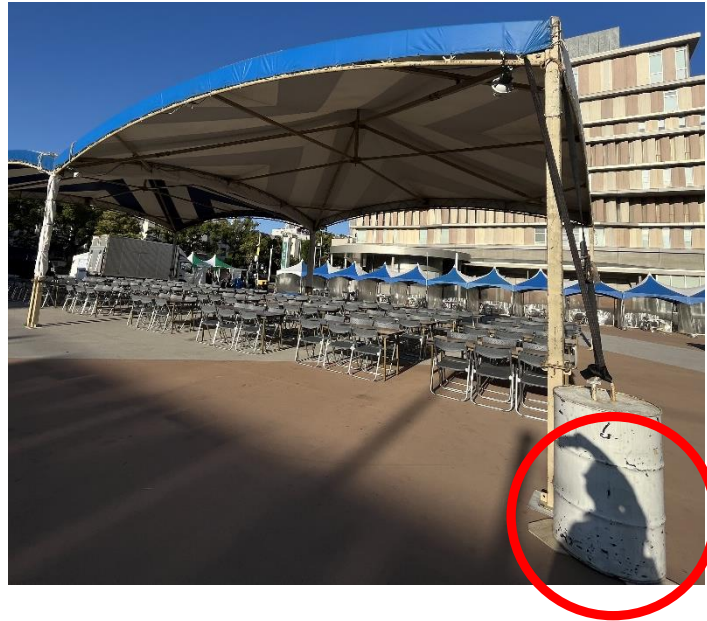
会場で発生した**ゴミ袋を集積**する際はアスファルト上に平置きしないでください。
必ず養生してください。

ご確認のうえ、設営業者や出店者等、関係者へ共有してください

大型テント、アーチ、ステージ等の大型設置物や、大型発電機等の重量物の設置面は、アスファルトが損傷しないよう**必ず養生をしてください。**

養生例

大型テント



大型発電機



ステージ



周辺道路制限について

日曜市の開催時は以下のとおり車両通行に制限がありますので、利用の際は、留意してください。
※広場南西側の可動式車止めを下げることで、高知街22号線から車両で乗り入れることが可能ですが、時間帯によっては警察へ「通行禁止道路通行許可申請」を行い、許可を取得する必要があります。

【平常時】



16～19時は歩行者専用のため、車両を通行する際は警察の「通行禁止道路通行許可」が必要。
(通行する車両すべてに申請が必要です)

22号線の通行制限

道路		0～4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22～24時
22号線	日曜日以外	車両通行可（※）													歩行者専用		車両通行可（※）			

(※)南から北へ一方通行

【日曜市開催時】

日曜市開催時間

(4～9月)5:00～17:00 (10月～3月)5:30～16:00



日曜市開催時間中は、高知街1号線は南側2車線が通行制限され、北側2車線が双方向通行となります(左図のとおり)。

そのため、**広場北側から車両の乗り入れはできません。**

車両の乗り入れを行う場合は、高知街22号線経由で乗り入れしてください(一方通行ですので進行方向には注意してください)。

ただし、6～19時は歩行者専用のため、**高知街22号線を車両で通行する際は警察の「通行禁止道路通行許可」が必要です。**
(通行する車両すべてに申請が必要です。)

1号線及び22号線の通行制限

道路種別	時期	0～4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22～24時
1号線	4～9月	車両通行可(※1)	5:00	車両通行可だが車線制限あり(※2)												17:00	車両通行可(※1)			
	10月～3月	車両通行可(※1)	5:30	車両通行可だが車線制限あり(※2)												16:00	車両通行可(※1)			
22号線	—	車両通行可(※3)	6:00	歩行者専用													19:00	車両通行可(※3)		

(※3)片側2車線双方向 (※4)北側2車線:車両通行可、南側2車線:歩行者専用 (※5)平常時どおり